

平成 29 年度

授業料免除（徴収猶予）申請のしおり

神 戸 大 学

目 次

◎ 授業料免除（徴収猶予）申請要領	
1. 申請期間等	1
2. 申請資格	1
3. 提出書類	1
4. 選考基準の概要	2
5. 独立生計者の認定基準	3
6. 所得の種類別による必要経費の算定方法及び特別控除額	3
7. 決定通知等	4
8. 前期分申請者の後期分申請について	4
9. 申請書記入上の注意	5～14
◎ 標準取得単位数 別表 1	15
◎ 家計基準（参考）別表 2	16
◎ 証明書類の様式等	
様式 1 「無職（無収入）の申立書」	
様式 2 「給与支払（見込）証明書」	
様式 3 「奨学金受給状況証明書」	
様式 4 「アルバイト等収入状況申立書（申請者用）」	
様式 5 「母子・父子世帯申立書」	
様式 6 「在学・授業料免除状況証明書」	
様式 7 「長期療養者に係る支出状況報告書」	
様式 8 「主たる家計支持者の別居（単身赴任等）に係る支出状況報告書」	
様式 9 「退職に関する申立書」	
様式 10 「独立生計者申立書」	
様式 11 「経済状況申立書」（私費外国人留学生用）	
様式 12 「授業料免除不足書類（控）・（学生用）	

授業料免除（徴収猶予）申請要領

この要領を必ず申請者本人が熟読し、両親等に申請書の記入をまかせず、各書類を早めに揃えて、記載内容を十分把握して、申請時に係員の質問に答えられるようにしておいてください。

なお、申請期間を厳守し、書類不備（申請書類が揃っていない、申請書に記載漏れ等）のないようにお願いします。記入漏れは本人の不利益となります。

また、記載事項に虚偽があった場合は、免除許可後でも取り消すことがあります。

1. 申請期間等

申請期間及び場所については、所属学部等の学生関係掲示板及び本学ホームページによりお知らせします。

原則として本人が持参したもののみを受理します。（郵送不可）

申請期間後の申請は一切受理しません。

2. 申請資格

本学の学生（国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、科目等履修生、研究生等を除く。）で次のいずれかに該当するものです。

- (1) 経済的理由により、授業料納付が困難であり、かつ学業成績が優秀と認められる者
- (2) 授業料の納期前 6 ヶ月以内（新入学者の入学した日に属する期分に係る免除の場合は、入学前 1 年以内）に、本人の主たる家計支持者が死亡し、又は本人若しくは主たる家計支持者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
ただし、次の者については選考の対象外です。
 - ① 特別な理由なく同一の学年に留まっている者
 - ② 特別な理由なく在籍期間が修業年限（標準修業年限）を超えて在学している者（病気休学・留学など特別な理由がある場合は出願を認めることがあるので、必ず事前に問い合わせてください。就職活動等は不可。）
 - ③ 申請書類の提出後、大学から別途求められた書類を指定された期限までに提出しなかった者
 - ④ 既に当該年度分又は当該期分の授業料を納付した者
 - ⑤ 当該期の一部期間を休学する予定の者

3. 提出書類

- (1) 授業料免除（徴収猶予）申請書
- (2) 市区町村発行の所得証明書又は課税（非課税）証明書（世帯全員のもの。ただし、独立生計者でない就学者及び乳幼児は除きます。）前期分は平成 29 年 1 月以降に、後期分は平成 29 年 7 月以降に発行されたもの（コピー不可）が前・後期分いずれの申請の場合にも必要。収入が無い者についても提出が必要です。
- (3) 平成 28 年分源泉徴収票（コピー可）又は平成 28 年分の確定申告書（控）第一表及び第二表（コピー可）※前期分の申請時のみ（ただし、前期末申請で後期に新規申請する場合は必要）
- (4) 奨学金受給状況証明書（様式 3）（ただし、高等学校から入学した場合は学校等の証明印は必要ありません。）
- (5) アルバイト等収入状況申立書（様式 4）
- (6) その他本学が必要とする書類
(本しおりの「9 申請書記入上の注意」(P.5~14) を参照して、該当する書類)
※ 収入の有無にかかわらず、同居・別居を問わず生計を一にする世帯の者全員の収入を証明するものを

提出してください。

- (7) その他家庭事情の説明に参考となる証明書等
- (8) マークシート(申請時に窓口でお渡します。)

※提出された書類は返却できませんので、必要があれば提出前にコピーを取っておいてください。

4. 選考基準の概要

選考の対象となる者は、次の学力基準と家計基準のいずれにも該当している者について「神戸大学授業料免除に関する選考基準」等に基づき選考します。

(1) 学力の基準

(学部学生)

① 1年次前期分申請

イ. 高等学校を卒業した者については、高等学校長から提出された調査書の学習成績の平均値が3.5以上の者（母子・父子世帯、生活保護世帯等特別な事情により経済的困窮度が著しく高いと認められる者については、3.2以上の者）

ロ. 国の行う高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者については、入学試験の成績が本人の属する学部（学科等）における合格者の上位1／2位以内の者

② 1年次後期分以降の申請

次のいずれにも該当している者

イ. 取得している単位数が、別表1（P.15）に定める標準取得単位数以上であること。

編入学者の入学時における前期分の申請にあっては、別表1に定める当該学期の標準取得単位数を取得しているものとします。

ロ. 大学における全ての学業成績を、その科目数で除して得た平均点が70.0点以上の者（母子・父子世帯、生活保護世帯等特別な事情により経済的困窮度が著しく高いと認められる者については、62.0点以上の者）

なお、学業成績が秀・優・良・可で表示されている場合は、秀・優=85点、良=70点、可=60点に換算して平均点を算出します。

③ 編入学者の3年次後期分以降における申請

次のいずれにも該当している者

イ. 取得している単位数が、別表1に定める標準取得単位数以上であること。

（例）

別表1の一般入学者の2年次後期までに取得すべき単位数に、3年次前期に本学において取得した単位数を加えた単位数が、別表1の3年次後期欄の標準取得単位数以上であること。

ロ. 大学における全ての学業成績を、その科目数で除して得た平均点が70.0点以上の者（母子・父子世帯、生活保護世帯等特別な事情により経済的困窮度が著しく高いと認められる者については、62.0点以上の者）

なお、学業成績が秀・優・良・可で表示されている場合は、秀・優=85点、良=70点、可=60点に換算して平均点を算出します。

(大学院学生)

特に単位数は定めていません。

(2) 家計基準（家計評価額）の算出方法

経済的に困窮している者の判定は、申請者の属する世帯の前年1年間（1～12月）の総収入（所得）（金額の内容が前年と異なる場合は申請時現在）から必要経費と特別控除額を差し引いた金額から、さらに別に定める収入基準額を差し引いた額をもとに判定します。

なお、参考までにどの程度が基準内となるか別表2（P.16）に示しております。

また、長期療養者のいる世帯、身体障害者のいる世帯等特別な事情により、家計の支出が多額となり、経済的困窮度が高いと認められる者については、半額免除に係る収入基準額の10%を限度として緩和することがあります。

$$\boxed{\text{総所得金額}} = \boxed{\text{総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{特別控除額}}$$

$$\boxed{\text{家計評価額}} = \boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{収入基準額}} \quad [\text{本人と生計を同一にする家族数により異なる}]$$

5. 独立生計者の認定基準

次のいずれにも該当する者とします。ただし原則として、学部学生は認定されません。

- (1) 所得税法上、父母等の扶養家族でない者（父母等の源泉徴収票、確定申告書の控等で証明できる者）
 - (2) 父母等と別居している者（住民票の証明）
 - (3) 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明が発行される者
- なお、学部学生については、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の収入で生計を立てている場合でも、父母等の所得金額が本学の定める半額免除に係る収入基準額を超える場合は独立生計者としての認定をしません。
- (4) 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）が健康保険等の被保険者であること。なお、国民健康保険の場合は世帯主であること。

6. 所得の種類別による必要経費の算定方法及び特別控除額

(1) 必要経費の計算方法

- ① **給与所得**（俸給、給料、賃金、年金、恩給、賞与、雇用保険失業給付金、生活保護法による扶助料及び傷病手当金）

必要経費は、収入金額から本学の定めた計算式で、提出後、電算処理により算出します。

収入金額とは、源泉徴収票の「支払金額」欄の記載額を、また、市区町村発行の所得又は課税の「証明書」の「給与（収入）金額」をさします

（注）1 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行います。

2 同一人で2以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算出します。

- ② **給与所得以外の所得**

○商業、工業、林業、水産業、農業所得

○開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等

○雑所得（利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人からの援助等）

・必要経費はそれぞれの収入を得るために支出（消費）した経費（売上原価、営業経費、専従者給与、肥料、種苗、飼料、燃料等）です。

- ③ **臨時的な所得**

○退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡及び山林所得

控除される経費は、当該授業料免除実施前6ヶ月間における収入に係る公租公課等の経費です。

前期分 前年の10月1日から当年の3月31日

後期分 当年の4月1日から当年の9月30日

(2) 特別控除額

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別な事情がある世帯については、定められた額を総所得金額から控除します。

7. 決定通知等

(1) 免除の許可・不許可の決定通知はうりば一ネットで通知します。

※医学部医学科2年生以上は希望者のみ郵送で通知します。

通知時期は、前期分は7月中旬、後期分は12月中旬の予定ですが、申請時に掲示を確認してください。

(2) 申請書を提出した者は、免除の許可又は不許可の決定があるまで口座からの引き落としは行いません。なお、**決定の通知があるまでは納付しないでください。**

(3) 判定結果が出てから、不許可の場合は授業料の全額分を、半額免除が許可された場合は授業料の半額分を、大学に届出の口座から「口座振替」を行います。

8. 前期分申請者の後期分の申請について

後期分の申請において、前期分を申請した者で、前期分の申請時と家族構成、就学状況、家計状況等に変化がない場合は、後期分の申請書類配布時に「平成29年度授業料免除申請書（後期分継続申請者用）」の用紙を配布しますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

この場合、改めて後期分の一般申請書及び必要書類を提出する必要はありません。

以下の場合は継続申請できません。

書類等を省略して継続申請できない場合

下記のうち前期申請時以降、2017年10月1日現在で、一つでも該当するものがあれば、継続申請できませんので、必要書類を添付して一般申請してください。

□世帯の構成・状況の変化

(具体例)

－世帯人数

－同居・別居の状態

－障害者・長期療養者の有無

－家計支持者の単身赴任等の開始又は終了

－就学者状況（入学、退学、卒業等）など

□収入の状況の変化

(具体例)

－本人及び同一世帯員（就職、転職、退職、雇用形態等）の収入額の増減

－年金、雇用保険、生活保護手当、児童扶養手当等の支給状況

－臨時的所得（退職金、生命保険等）の発生

－奨学金の受給開始又は終了（私費留学生、独立生計者のみ）

－アルバイトの開始又は終了（私費留学生、独立生計者のみ）など

- 授業料免除の判定は、前期分、後期分、それぞれで選考しますので、継続申請を行った場合でも、前期と同じ結果になるとは限りません。
- 申請時と状況が変わっているにもかかわらず、継続申請したことが判明した場合、免除を取り消すことがあります。

9. 申請書記入上の注意

申請書等の訂正は、赤字で抹消し、書き直してください。

前期申請時:4月現在、後期申請時:10月現在の内容で記入して下さい。

(初)

授業料免除(徴収猶予)申請書

神戸大学長 殿

平成 年 月 日

平成29年度~~前~~期授業料の免除(免除の決定があるまでの徴収猶予)を許可くださるよう、必要書類を添えて申請します。

① 申請者 い眷 合類 せ等 先の 間	フリガナ	○ ○ ジロウ	法	学部 研究科	※学部生 博士(前期)・修士課程 博士(後期)・博士課程 専門職	入学年月	平成29年 4月入学(年次編入)
	氏名	○○二郎				法律	学科 専攻
現住所	※自宅・ 自宅外 携帯番号(090 - 0000 - 0000) 〒 658-0063 固定番号(078 - 851 - 075)		家族住所	自宅外の場合のみ記入(留学生は母国の住所を記入) 番号(0166- 23 - 0000) 〒 010-0001 北海道旭川市北旭川町1-1-2			
	神戸市灘区住吉山手7丁目3-1						
② い眷 合類 せ等 先の 間	フリガナ	○ ○ タロウ	続柄	現住所(開上記と同じ場合は左に ✓ を入れてください。)			
	氏名	○○太郎	父	✓(- - -)			

① 申請者欄

本人が署名(自書)してください。[署名(自署)できない場合は、記名のうえ朱肉で鮮明に押印してください。(スタンプ印は使用しないでください。)]

② 書類等の問い合わせ先欄

記載内容について照会した際に答えられる者を選定してください。

③ 家庭 及び 所得	続柄	氏名	年齢	職業	★就職年月	勤務先	給与の収入金額(税込)	給与外の所得額(税込)	大学記入欄
	就学者を除く家族	○父	○○太郎	52	経営小売	昭58年3月	自宅	千円	3,174 千円
	母	○○冬子	50	農業	、年、月	、	千円	162 千円	千円
	※父又は母 死亡・生別の場合はその年月: (年 月)								
	姉	○○花子	23	会社員	平26年3月	○○商事(株)	2,533 千円	千円	千円
	祖母	○○ハル	75	無職	年 月	(年金)	462 千円	千円	千円
					年 月		千円	千円	千円

③ 家族及び所得欄

「就学者を除く家族」と「就学者」に分けて記入してください。ここに記入する「家族」には、同居・別居を問わず申請者と生計を一にする者は全員記入してください。

なお、独立の生計を営む兄弟姉妹及び生計を一にしない祖父母でも、同居の場合は、世帯員とみなしますので記入してください。

また、記入した家族のうち、それぞれの続柄の左に主たる家計支持者には○印、別居者に×印を記入してください。

(1) 父母欄

(ア) 父母の氏名は、死亡あるいは生別の場合であっても、必ず記入してください。

(イ) 父又は母が死亡あるいは生別の場合は、死亡あるいは生別に○印を付し、その年月を記入するとともに、⑩「家庭事情」欄に詳細を記入してください。

母子・父子世帯の適用範囲については次のいずれかに該当する場合です。(該当者は様式5「母子・父子世帯申立書」を提出)

○母又は父と18歳未満の子女の世帯

○母又は父と18歳未満の子女及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯

○18歳未満の子女の世帯

○祖父母と18歳未満の子女の世帯

○配偶者のいない兄姉と18歳未満の子女の世帯

○配偶者のいない兄姉と18歳未満の子女及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯

(注意)

a 18歳以上の就学者及び長期療養者、心身障害等のため経済力のない人は18歳未満の子女として扱います。

b 「経済力のない祖父母」とは、前年の所得金額が50万円以下のことをいいます。

c 祖父母及び兄姉には、それぞれ一方だけの場合も含みます。

(2) 職業欄

「商業」などとせず、食品小売業、洋服仕立業、国家公務員、地方公務員、小学校教員、会社員など具体的に記入してください。

(3) ★就職年月欄

その職に就いた年月を記入し、また退職（離職）した場合は⑤臨時所得欄に発生日等を記入してください。

(4) 勤務先欄

○○商店、○○会社○○課、○○省○○局○○課、○○町（村）立○○小学校などのように、具体的に記入してください。

(5) 給与の収入金額（税込）及び給与以外の所得金額（税込）欄

給与は、申請時の前年の1月～12月までの1か年の収入金額を記入し、給与以外は前年の1月～12月までの1か年の所得金額を記入してください。

市区町村発行の所得又は課税の「証明書」は、申請時期（前期分の授業料免除申請時）により前々年分の収入（所得）が記載されていることがあります。前々年分の「証明書」のときは、前年の源泉徴収票又は確定申告後の申告書（控）等により前年の1月～12月までの収入（所得）を記入してください。

(注意)

a 同一人について2種類以上の所得がある場合は、適宜上下に区分して記入してください。

b 給与の収入金額は、市区町村発行の所得または課税の「証明書」の給与所得欄の（　円）内に記載されている金額（税込）又は「源泉徴収票」の支払金額欄に記載されている金額（税込）を記入してください。

c 前年の1月以降中途就職又は転職（開業・転業を含む。）した場合は、申請時現在の職業の月収及び賞与を考慮のうえ、年間の収入（所得）金額を推算して記入してください。

※勤務先で給与支払（見込）証明書（様式2）の証明を受けて提出又は給与明細最近3か月分を提出。

※給与所得者で、前年の所得に見合った額を推算する場合は、申請時現在の職業の月収の15

か月分を記入してください。また、パート等の場合は、平均月収の12か月分を記入してください。給与以外の者については、申請時現在の月平均所得（収入から必要経費等を差し引いた額）の12か月分を記入してください。

d いずれも税込みで記入し、千円未満の端数は切り捨ててください。

e 年金・恩給の所得は、市区町村発行の所得又は課税の「証明書」では給与以外の所得となっていますが、給与として記入してください。

(見本)

平成28年分 給与所得の源泉徴収票(抜粋)

支払を受ける者	住所又は居所			氏名 方	(受給者番号) (フリガナ) (役職名)			
種別		支払金額 円 ○ ○ ○	給与所得控除後の金額 円	所得控除後の額の合計額 円	源泉徴収税額 円			
控除対象の配偶者の有無等		配偶者特別控除の額	扶養親族の数 特定 老人 その他	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額 の控除額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除額
有無								
		(給与所得者の収入金額)						
支払者	住所(居所) 又は所在地 氏名又は名称	(電話)						

市区町村・都道府県(民)税所得証明書(各市区町村役場によって異なります。)

(住所)	(生年月日)		
(氏名)			
④平成〇〇年度(平成〇〇年分所得)			
総所得金額	課税総所得金額	所得控除額合計	年税額
給与所得	()	配偶者扶養控除	市民税
その他事業		配偶者一般扶養 特定扶養 老人扶養	所得割 均等割 減免額 計
⋮		老・寡・学控除	県民税
			所得割 均等割 減免額 計
(給与所得者の収入金額) 別の欄に収入金額が記載されている場合もあります。			

⑤ 前期分申請については、平成28年度(平成27年所得)

後期分申請については、平成29年度(平成28年所得)

平成 28 年分の所得税の申告書 B(抜粋)

税務署長 年月日						
住所	〒		フリガナ			印
			氏名			
平成 28 年1月 1日の住所			生別	■ 妻	■ 配偶者	世帯主の氏名
			男 女			世帯主との続柄
			生年月日	電話番号		
(給与所得者の収入金額)						
収入金額等	事業	宮業等	ア			
	農業	業	イ			
	不動産		ウ			
	利子		エ			
	配当		オ			
	給与		カ	○○○		
	雜	公的年金等	キ	○○○		
	その他の		ク	○○○		
	総合譲渡	短期	ケ	○○○		
	長期	コ	○○○			
一時				サ	○○○	
所得金額	事業	宮業等	1	○○○		
	農業	業	2	○○○		
	不動産		3	○○○		
	利子		4	○○○		
	配当		5	○○○		
	給与		6	○○○		
	雜	○○○	7	○○○		
総合譲渡・一時		8	○○○			
合計		9	○○○			
(給与外の所得者の所得金額)						
税金の計算						
その他						

第一表

住所 屋号 氏名		○所得から差し引かれる金額に関する事項				
所得の種類	種目・所得の生じる場所又は給与などの支払者の氏名	収入金額	源泉徴収税額	
				
				
				
				
源泉徴収税額				
○事業専従者に関する事項						
		従事月数・程度	専従者給与(控除)額			
氏名	○○○	従事月数	○○○			
生年月	○○○	程度	○○○			
氏名	○○○					
生年月	○○○					
(給与所得者の収入金額)						

第二表

所得に関する証明書類

対象者等	必要書類	発行機関等
給与所得のある者 (パートを含む。)	○前年分の源泉徴収票（コピー可） ○所得又は課税の「証明書」◆（コピー不可） ○前年の1月以降の中途就職又は転職した者は、下欄の書類を提出	勤務先 市区町村役場 ◆
前年の1月以降の中途就職又は転職した者（パートを含む）	○給与支払（見込）証明書 様式2 又は最近1～3か月分の給与明細書（賞与の有無が記入してあるもの） 給与明細書はコピー可 ○所得又は課税の「証明書」◆（コピー不可）	勤務先 市区町村役場 ◆
前年の1月以降に退職した者	○退職に関する申立書 様式9 ○退職金支払通知書（支払日及び金額の分かるもの） ○所得又は課税の「証明書」◆（コピー不可）	本人申告 元勤務先 市区町村役場 ◆
年金（恩給）・児童扶養手当等受給者	○最近の年金支払（振込）通知書又は改定通知書（コピー可） ○手当等の証明書類（受給額の分かるもの）（コピー可） ○所得又は課税の「証明書」◆（コピー不可）	都道府県保険課 日本年金機構 市区町村役場 ◆
給与所得以外の所得のある物事業（農業・商業・工業・水産業）・配当・不動産・雑所得	○前年分確定申告書（控）の第一表及び第二表（コピー可） ○所得又は課税の「証明書」◆（コピー不可） ○確定申告をしていない者は、市区町村が発行する前年度市区町村、都道府県（民）税申告書等で収入金額、必要経費、所得金額の分かる書類	税務署 市区町村役場 ◆
前年1月以降に給与以外の所得者になった者	商工業……営業種目・従事者・売上高・必要経費・所得額・開始時期を記載したもの 農林水産業……作付面積・作付種目・収入金額・必要経費・所得額・開始時期を記載したもの その他……職種・収入金額・必要経費・所得額・開始時期を記載したもの ○所得又は課税の「証明書」◆（コピー不可）	該当者が記載署名した申立書 市区町村役場 ◆
生活保護世帯	生活保護受給証明書（扶助料の分かるもの） ○所得又は課税の「証明書」◆（コピー不可）	市区町村役場 ◆
無職（失業者）	○無職（無収入）の申立書（就学者・非扶養者である配偶者は除く） 様式1 ○雇用保険失業給付金受給資格者証（写）（両面）（金額及び受給期間が分かるもの） ○専業主婦・高齢者・家事手伝い等で所得がないものについては、「0円」又は「課税台帳に所得額記載なし」等の所得又は課税の「証明書」◆（コピー不可）	地区民生委員等 ハローワーク 市区町村役場 ◆

(注) 前期分授業料免除申請時は、前々年分の所得証明書又は課税証明書と前年分の源泉徴収票又は確定申告書の控を提出してください。

就学者	続柄	氏名	年齢	在学学校名	学年	通学区分	授業料免除状況(前年度) 〔兄弟等が国立大学に在学している場合のみ記入〕			大学記入欄
							授業料 (年額)	前期	後期	
本人	○○二郎	19	神戸大学 法学部	1	自宅・ <u>自宅外</u>	535.8 千円	※全免・半免・ 不許可・申請せず	※全免・半免・ 不許可・申請せず	千円	
兄	○○一男	21	國立 ○○大学	3	自宅・ <u>自宅外</u>	千円	※全免・半免・ 不許可・申請せず	※全免・半免・ 不許可・申請せず	千円	
妹	○○秋子	14	市立 ○○中学	3	自宅・ <u>自宅外</u>	千円	※全免・半免・ 不許可・申請せず	※全免・半免・ 不許可・申請せず	千円	
			立		自宅・ <u>自宅外</u>	千円	※全免・半免・ 不許可・申請せず	※全免・半免・ 不許可・申請せず	千円	

前期分は新学年を記入して下さい。

就学者の在学証明等について

就学者とは、大学（大学院。短期大学、専攻科、別科を含む。）、高等専門学校（専攻科を含む。）、高等学校（専攻科を含む。）中学校、小学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程、専門課程）に在学する者をさします。専修学校の一般課程に在学している者及び各種学校（予備校・職業訓練校・その他）に在学しているものについては、「③就学者を除く家族」欄に記入してください。

（注意）

- a 在学学校の設置者（国・公・私立）別及び学年（前期分申請時は新学年）を記入して下さい。
- b 通学区分（自宅・自宅外）は、該当するものを○で囲んでください。

本人及び兄弟姉妹に就学者のいる世帯に関する証明書類

兄弟姉妹に就学者のいる世帯 (専修学校の一般課程、浪人生、 予備校生、職業訓練校生を除 く。)	在学・授業料免除状況証明書 (中学生以下は不要) (ただし、国立大学以外の学校に在籍している場 合は、在学している学校が発行する様式でも構い ません。) <u>前期分申請時は4月以降の証明を不足書類提出期 限日までに提出してください。(期限日は申請受付 時にお伝えします。)</u>	様式 6	在学学校
--	--	------	------

就学者の所得	続柄	氏名	年齢	職種	★就職年月	勤務先	給与の収入金額 (税込)	給与以外の所得金額 (税込)	大学記入欄
本人	○○二郎	19	家庭教師	29年4月	○○宅	420 千円	千円	千円	千円
配偶者				年 月			千円	千円	千円

申請者本人の所得に関する証明書

申請者本人の収入 (定職・アルバイト収入を問わな い。)	収入金額が分かる証明書 ○定職者の場合 前年分の源泉徴収票、確定申告書（控）、給与 支払証明書、所得又は課税の「証明書」◆ ○アルバイト等収入状況申立書 様式 4	勤務先 市区町村役場 税務署◆ 本人申告
私費外国人留学生 (一般学生は除く。)	○経済状況申立書 ○アルバイト等収入状況申立書 ○アルバイト等の給与明細 ○所得又は課税の「証明書」◆	様式 11 様式 4 勤務先 市区町村役場 ◆
独立生計者として認定を受けよ うとする者 (私費外国人留学生は除く。)	○独立生計者申立書 ○父母等の所得又は課税を証明するもの◆ ○本人と同一住居に居住する者全員の住民票 ◆ ○本人の保険証（写） ○本人及び家族の所得又は課税の「証明書」◆ ○本人及び家族の前年分の源泉徴収票、確定申 告書（控）、給与明細等	様式 10 本人申告 市区町村役場 ◆ 勤務先

奨学生の受給・貸与の有無		※ある・なし（ある場合は、下欄に記入してください。）						合計	千円
続柄	氏名	日本学生支援機構奨学生		その他の奨学生				大学記入欄	千円
		前年度(年額)	本年度(年額・見込額)	(前年度)奨学団体名	(前年度)年額	(本年度)奨学団体名	本年度(年額・見込額)		
本人	○○二郎	528 千円	240 千円		千円		千円	千円	千円
配偶者		千円	千円		千円		千円	千円	千円

奨学生の受給・貸与について

本人及び配偶者の奨学生（日本学生支援機構以外を含む。）は、本人及び配偶者が前年度1年間（前年の4月～本年の3月）に受けた額を記入してください。（休学等により、奨学生を受けなかった期間は除いてください。また、日本学生支援機構の機関保証の場合は、保証料も含めた奨学生書に記載の額を記入してください。）

また、独立生計者及び私費外国人留学生は、本年度の奨学生が決まっている場合は、本年度（年額・見込額）欄も記入してください。

本人及び配偶者の奨学生に関する証明書類

申請者全員及び配偶者 ただし、昨年度、高等学校生、高等専門学校生、専修学校生、各種学校生、浪人生、社会人であった者は学校等の証明印は必要ありません。	奨学生受給状況証明書 (日本学生支援機構の場合は、奨学生証のコピー、日本学生支援機構以外の場合は決定通知書等（金額、期間の明記されたもの）のコピーを添付すること。 奨学生証が添付されている場合には、学校の証明印はいりません。 <u>ただし、他大学出身の者は、学校の証明印が必要になります。</u>	様式3 出身学校
---	--	-----------------

④ 収入状況	生活費について（以下の全ての項目についてそれぞれ有無どちらかを○で囲んでください。）		大学記入欄
	a 年金(恩給)の有無	○(父・母・祖父母・その他())	
b 児童扶養手当の有無	○(月額 41,000 円)	・無	千円
c 児童手当の有無	○(月額 13,000 円)	・無	千円
d 離別(生別)した父・母からの養育費の有無	○(月額 50,000 円)	・無	千円
e 親戚・知人からの援助の有無	有(月額 円)	○(無)	千円
f その他()	有(月額 円)	○(無)	千円

④ 収入状況

年金（恩給）を受給している家族がいる場合は有を○で囲み、その者の本人との続柄を○で囲んでください。年金（恩給）には、老齢年金だけでなく障害者年金、遺族年金、個人年金等各種年金を含みます。児童扶養手当、離別（生別）した父・母からの養育費、親戚、知人からの援助等がある場合は、有を○で囲み、その月額を記入してください。

⑤ 臨時所得欄	臨時所得について（申請前6ヶ月間に入金のあった所得について下欄に記入してください。）		大学記入欄
	事由:	発生日: 平成 28 年 9 月 30 日 受領日: 平成 28 年 10 月 5 日 受領金額: 1,345 千円	

⑤ 臨時所得欄

臨時的な所得のある者 (当該授業料免除実施前 6 ヶ月間に に入金のあった所得のみ)	○退職金 退職に関する申立書 退職金の源泉徴収票又は退職金支払（送金） 額通知書（支払日の分かるもの） ○保険金 保険金支払額通知書（金額及び支払日の分か るもの） ○資産譲渡、山林所得 確定申告書（控）又は売買契約書（金額及び 支払日の分かるもの）	様式9 元勤務先 保険会社等 税務署
--	--	---

資産⑥	預貯金 5,000 千円、 宅地 150 m ² 、 家屋 100 m ² 、 その他(農地 25a)
-----	---

⑥ 資産欄

自家で所有するものについて必ず記入してください。また、預・貯金が0の場合はその理由を家庭事情欄に記入してください。

記入漏れが多く見受けられるので、注意してください。

障害者関係⑦	障害者・介護を必要とする者を記入		長期療養者を記入				
	続柄	氏名	種別	続柄	氏名	疾病期間	療養費年額
	祖母	○○ハル	※ 心身障害(障害級) <small>(原爆被爆)</small> 要介護3以上 (要介護4)	祖母	○○ハル	○年○月から療養中	230 千円

⑦ 障害関係欄

家族に障害者・介護を必要とする者（要介護3以上）・原爆被爆者・長期療養者がいる世帯は、特別控除の対象となる場合があるので、その詳細を記入するとともに証明書類を提出してください。

○障害者とは

身体障害者福祉第15条4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害がある人として記載されている人又はこれに準ずる人です。

- a 公害疾病の認定を受けた人でかつ当該公害による身体上の障害のある人
- b 原子爆弾によって被爆した人で身体の機能に障害のある人
- c 心神喪失の常況にある人若しくは知的障害のある人と判定される人
- d 常に就床を要し複雑な介護を要する人

○長期療養者とは、

- a 申請時現在において6ヶ月以上にわたる期間療養中の人は療養を必要と認められる人
- b 6ヶ月以上にわたる期間介護を受けている人（要介護3以上であることが必要）

控除額は、申請時までの支出金額を基礎として今後の療養見込み期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額とします。健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。介護を受けている場合は、介護サービスを利用した際の自己負担額及び介護にかかる費用（オムツ代等）を控除できます。

障害に関する証明書類

障害者・介護を必要とする者 (要介護3以上) のいる世帯	身体障害者手帳のコピー (氏名と障害が確認できるもの) 介護手帳のコピー (要介護3以上)	
原爆被爆者のいる世帯 (障害がある場合のみ)	原爆被爆者手帳のコピー (氏名と障害が確認できるもの) 健康管理手当証書のコピー	
長期療養者 (6ヶ月以上) の いる世帯	長期療養者にかかる支出状況報告書 保険金等支払証明書 診断書又は介護手帳のコピー 直近6ヶ月分の支出証明書 (領収書等で支払い内訳の 分かるもの)	様式7 本人申告 保険会社等 診療機関等 薬局等

雷火⑤ 等災 害風 係水	災害の名称 台風〇号	災害の年月日 平成〇〇年〇月〇日	被害額 2,000 千円	その他参考事項 家屋の修理
-----------------------	----------------------	----------------------------	------------------------	-------------------------

⑧ 風水害災害関係欄

本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合は、特別控除の対象となる場合があるので、その詳細を記入するとともに証明書類を提出してください。

申請の前年から申請時までに被害を受けたために支出が増大又は収入が減少して、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態におかれている場合に限ります。保険・損害賠償等によって補てんされた場合は控除額から除きます。

単に被害額や復旧費をそのまま控除するわけではありません。

イ 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、必要最低限の衣料、家具の購入費・修理費用等とします。

ロ 生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減が予想される年間金額とします。

風水害等災害に関する証明書類

火災・風水害等による被害を受けた世帯	被害状況報告書 罹災証明書、盗難届出証明書 (被害日と被害額の明記されたもの) 損害保険等支払証明書 (金額及び支払日の分かるもの)	本人の申告 消防署、 警察署、 市区町村役場 保険会社
--------------------	--	---

者家⑨ 別計 居支持	続柄	氏名	別居期間(単身赴任等)	支出金額のうち自己負担額	その他参考事項
	父	〇〇太郎	平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月	63 千円	光熱水費

⑨ 主たる家計支持者別居

主たる家計支持者が単身赴任等で別居している世帯は、特別控除の対象となる場合があるので、その詳細を記入するとともに証明書類を提出してください。勤務の都合によるものに限ります。

申請時現在において別居の状態が継続中であり、その状態が今後も継続する見込みの場合に限ります。控除金額は、別居ため特別に支出している金額とし、原則として住居費、光熱費、水道費の実費に限ります。

主たる家計支持者の別居（単身赴任等）に関する証明書類

主たる家計支持者の別居	主たる家計支持者の別居（単身赴任等）に係る支出 状況報告書 様式8 単身赴任の証明書 光熱水道費等の領収書（コピー）直近6か月分	本人申告 勤務先 支払先
-------------	--	------------------------

その他必要な証明書類（該当者のみ）

授業料の納期前6ヶ月以内（新入学者の入学した日の属する期分にかかる免除の場合は入学1年以内）に本人の主たる家計支持者が死亡した場合	死亡診断書、埋葬許可書の写等 生命保険金及び退職金支払等を証明する書類（金額及び支払日の分かるもの）	医療機関 元勤務先 保険会社等
---	---	-----------------------

⑩ 家庭事情欄

免除（微収猶予）を希望するにいたった家庭事情や、その他説明を要することを期日等を明記して、具体的に記入してください。

預・貯金が0の場合は、その理由を記入してください。

また、独立生計の場合は、本人の両親から送金されていない理由及び本人の生計事情を記入してください。

⑪ 参考（申請者の履歴・免除状況）	休学・留学等	平成 年 月～平成 年 月	※休学・留学	授業料免除状況				
		平成 年 月～平成 年 月	※休学・留学	前回	前々回			
【本年度新入生のみ記入】入学前の最終履歴(見込み)を下欄に記入してください。								
平成 29 年 3 月 ○○		※ <small>高等学校卒業</small> 高等専門学校卒業		前回	前々回			
平成 年 月 高校卒業程度認定試験等合格		平成 年度	期分	平成 年度	期分			
平成 年 月		※ 大学 大学院	※ 卒業(修了) 退学	※ 全額免除	※ 全額免除			
平成 年 月		※ 大学 大学院	研究生終了	半額免除	半額免除			
平成 年 月			※ 退職 在職中	不許可	不許可			
その他(日本語学校卒業、来日年月等)				申請せ・ず	申請せ・ず			
平成 年 月								

⑫ 参考（申請者の履歴）

在学生の方は、本学入学後、休学あるいは留学の履歴がある場合に記入してください。

本年度入学された方は入学前の最終履歴について記入してください。

標準取得単位数

学部等	年次 学期	1年	2年		3年		4年		5年		6年		卒業所要 単位数
		後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
文学部		11	28	46	63	81	98	116					132
国際人間科学部		11											
国際文化学部		11	29	46	64	82	100	117					136
発達科学部		11	27	43	59	75	92	108					124
法学部	(平成27年度以前入学)	10	26	42	58	74	90	106					127
	(平成28年度以降入学)	10	26	42	58	74	90	106					125
経済学部	(平成28年度以前入学)	11	26	42	60	74	90	106					128～129
	(平成29年度以降入学)	10	26	42	59	74	90	106					124
経営学部		10	26	42	58	74	90	106					126～134
理学部		11	27	43	59	75	92	108					124
医学部	(医学科)	7	36	36	62	62	98	98	140	140	172	172	192
	(保健学科)	17	32	46	62	80	95	105					125～127
工学部		11	27	43	59	75	92	108					124～129
農学部	(平成27年度以前入学)	11	28	45	62	79	96	113					130～133
	(平成28年度以降入学)	11	27	43	59	75	92	108					126
海事科学部		12	26	40	※54	76	100	117	※ 3年進級要件を充たしていること。 編入学は65単位とみなす。				130

(注) ① 本表の年次・学期は、授業料免除を申請する学期を示す。

② 当該年次・学期の単位数は、各学部が卒業所要単位として定める科目の取得単位数であり、
授業料免除を申請する際に取得しておかなければならぬ単位数を示す。

別表2

家計基準（参考）

経済的な困窮度については、所得の種類、家族構成、就学者の状況等により一律には言えません。（様々な状況により異なります。）が、参考として、以下のような家族構成等の場合にどの程度が基準内となるのか示します。

なお、基準内となったとしても必ず許可されるとは限りません。

（免除された人の所得は基準内として示している所得より低所得となっています。）

- (1) 家族3人……父（給与所得者又は事業所得者）、母（無職・無収入）、本人（通学区分は自宅外）の場合

所得者の区分 申請者の区分	給与所得者の場合 (収入金額税込)	事業所得者の場合（商・工・農・林・水産・その他）の場合 (所得金額)
①学部の学生	628万円以下	378万円以下
②大学院の修士課程、博士課程前期	664万円以下	406万円以下
③大学院の修士課程、博士課程後期	797万円以下	539万円以下

- (2) 家族4人……父（給与所得者又は事業所得者）、母（無職・無収入）、本人（通学区分は自宅外）、妹（公立高等学校生徒、通学区分は自宅）の場合

所得者の区分 申請者の区分	給与所得者の場合 (収入金額税込)	事業所得者の場合（商・工・農・林・水産・その他）の場合 (所得金額)
①学部の学生	692万円以下	434万円以下
②大学院の修士課程、博士課程前期	722万円以下	464万円以下
③大学院の修士課程、博士課程後期	865万円以下	607万円以下

- (3) 家族5人……父（給与所得者又は事業所得者）、母（無職・無収入）、本人（通学区分は自宅外）、兄（公立大学生、通学区分は自宅外）、祖母（無職、無収入）の場合

所得者の区分 申請者の区分	給与所得者の場合 (収入金額税込)	事業所得者の場合（商・工・農・林・水産・その他）の場合 (所得金額)
①学部の学生	792万円以下	534万円以下
②大学院の修士課程、博士課程前期	825万円以下	567万円以下
③大学院の修士課程、博士課程後期	980万円以下	722万円以下